鳴海駅前第2種市街地再開発事業用地の 使用の手引き

令和7年4月

名古屋市住宅都市局 緑都市整備事務所

1 概要

鳴海駅前第2種市街地再開発事業(以下「事業」という。)の施行地区内において、本市が管理する土地(以下「管理地」という。)を地域の活性化及び資源の効率的利用のため、 事業の進捗に影響がない期間を暫定的に利用してもらうものです。

管理地を催事等で使用する場合は手続きが必要になります。

<使用できる時間>

原則午前6時から午後9時まで(年末年始(12/29~1/3)を除く))

- ※使用時間には準備、撤収の時間を含みます。
- ※使用時間の延長等についてはご相談ください。

<使用できる場所>

催事等により使用できるのは原則として下図A・Bに示す場所です。



※A・B以外の場所のご使用についてはご相談ください。

<使用料>

使用料は毎年度異なることがありますので、お問い合わせください。 使用開始前までに使用料を納めてください。

【参考(令和7年度)】 日額:11.5円/m²

=使用料日額の例=

A全体: 9,016 円 (11.5 円/㎡×784 ㎡) B全体: 10,488 円 (11.5 円/㎡×912 ㎡)

キッチンカー1台:403円(11.5円/m²×35 m²)(端数切上)

※キッチンカー1 台あたりの使用面積の目安は 35 m²

2 使用条件

鳴海駅周辺のにぎわいの創出や活性化に資するものであること

「具体例〕

- ・地元のお祭りや子ども会のイベント等、地元の方が使用するもの
- ・文化交流、啓発といった公共性・社会性のあるもの
- ワークショップ、物品販売(マルシェ、キッチンカーなど)
- ※申込時等に実施内容を確認させていただきます。

実施内容によってはお断りをさせていただくことや、事前に周辺住民の同意を 求めることがあります。

3 使用申請等について

- (1) 申請方法(**先着順**)
 - ① イベント等 (使用面積が 35 m²を超える場合)
 - ア 申請受付期限

使用する日の3週間前(土日祝日の場合は前開庁日)まで

イ 必要書類 各1部

名称	提出時期		
A 管理地使用許可申請書 (添付様式)			
B 使用許可前の写真と使用許可を受ける管理地の位置と面積	rtı ⊋±π±:		
がわかる図面(任意様式)			
C イベント等の概要がわかる書類(任意様式)	申請時		
・スケジュール表(設営から撤去完了まで。音出し時間は必ず			
明記すること)、配置図は必ず記載してください。			
D 管理地使用完了届(添付様式)	使用後		
D 管理地使用完了届(統付様式)	すみやかに		

② キッチンカー等(使用面積が35㎡を超えない場合)

ア 申請受付期限

使用する日の2週間前(十日祝日の場合は前開庁日)まで

イ 必要書類 各1部

	提出時期			
Α	管理地使用許可申請書(添付様式)			
В	使用許可前の写真と使用許可を受ける管理地の位置と面積	申請時		
	がわかる図面(任意様式)			
С	管理地使用完了届(添付様式)	使用後 すみやかに		

③ 空き状況の確認について

名古屋市緑都市整備事務所再開発担当まで電話 (052-321-6222) にてご確認ください。

(受付時間:開庁日の午前9時~午後5時)

④ 提出方法等

ア 提出方法

必要書類を電子メール、郵送又は持参にて提出してください。

イ 提出先

〒460-0022 名古屋市中区金山二丁目 15 番 16 号 名古屋市緑都市整備事務所再開発担当

メールアドレス narumi-c@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

※必要書類を提出してから閉庁日を除き3日後までに連絡がない場合は、 電話(052-321-6222)での確認をお願いします。

4 使用するにあたっての主な注意事項

(1) 制限

- ① 使用者が自ら催事等を行う場合に限ります。第三者に権利等を譲渡することはできません。
- ② 管理地は全面禁煙です。
- ③ 土地の形質を変更できません。
- ④ 周辺施設・住宅へ十分配慮してください(煙や匂い、音や振動等)。なお、音を出すことができる時間は原則 9 時から 17 時までです。
- ⑤ 市の指示には必ず従ってください。
- ⑥ 宗教活動を目的とした使用はできません。
- ⑦ 物品販売をする場合、次に該当するものは販売できません。
 - 動物
 - · 医薬品、医療機器、衛生用品等
 - ・金券、チケット等
 - ・公序良俗に反するもの
 - ・その他、市がふさわしくないと判断したもの
- ⑧ 市が使用者の行為が適切でないと判断した場合は変更、中止を求める場合があります。また、市の求めに応じない場合は使用をさせない場合があります。
- ⑨ 名古屋市域に警報(大雨、暴風、洪水)が発令されている時間及び発令される見込がある場合は使用を中止してください。
- ⑩ 使用の有無にかかわらず、使用料は支払っていただきます。 ただし、次に該当するときは既納の使用料の還付申請をすることができます。 ア 公用若しくは公共用に供するため使用許可を取り消したとき イ 自己の責に帰することができない事由によってその使用ができない場合
 - ウ 市が特に必要があると認めるとき

(2) 設備

- ① 照明、電気及び水道の提供はありません。各自でご用意ください。
- ② 貸出備品はありません。催事等で必要なものは各自でご用意ください。

(3) 維持管理

- ① 張り紙や看板、のぼりの設置については、市が認めた場所以外は禁止します。設置 の希望、場所は事前に協議をお願いします。
- ② 車両の乗入れは安全に留意し、必要最小限の車両のみとします。
- ③ 来場者用の駐車場はありません。路上駐車等の迷惑行為がないよう、公共交通機関の利用や近隣の有料駐車場の案内をしてください。
- ④ 使用後に清掃を実施してください。

- ⑤ 使用中に発生したゴミは当日に持ち帰ってください。なお、ゴミの処理に関する費 用は使用者負担となります。
- ⑥ 加熱調理を行う場合は、必ずブース内に業務用消火器を設置してください。
- ⑦ 使用期間満了又は使用の取消しがなされた場合は、自己の負担で速やかに原状回復を行ってください。

(4) その他

- ① 使用に関し必要な費用は、すべて使用者の負担とします。
- ② 使用にあたっては、使用者自らの責任において関係法令等を十分調査し、関係機関 (消防署、保健センター等)へ必要な申請等を行うなど、関係法令等を遵守してく ださい。
- ③ 来場者の安全性の確保を考慮して使用してください。
- ④ 催事等の内容に関する問合せ及び苦情については、使用者が責任もって対応してください。
- ⑤ 市又は第三者に何らかの損害を与えた場合は、使用者は市又は第三者が被った損害を賠償しなければなりません。
- ⑥ 管理地で事故等が発生した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、使用者が迅速 に適切な対処をしてください。

5 問合せ先

名古屋市緑都市整備事務所再開発担当 TEL 052-321-6222 FAX 052-321-6211

メールアドレス narumi-c@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

管	理 地 伯	使用許	可申言	青 書	(新規・	更新	折)				
年 月 日 (あて先) 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業 施行者 名古屋市 代表者 名古屋市長 ○○ ○○											
(申請者)											
住所											
			アリガナ氏名								
			生年	月日			年	月	日		
(法人の場合は所在地、名称並びに代表者の氏名及び生年月日)											
裏面記載の事項を誓約し、下記のとおり管理地の使用許可を申請します。											
財産の名称又	は種類										
所在	地										
使用面積又	よ数量										
使用目的及び	び用途										
使 用 期	間		年	月	日から	年	月	日	まで		

- 注 使用許可により暴力団を利することとなると認めるときは、使用許可をせず、又は 既になした使用許可の取消しをします。なお、その判断をするに当たっては、暴力団 員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。
- 備考 1 裏面には、暴力団員等でない旨の誓約事項を記載する。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 3 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

申請にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 次の各号のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)がいる者
 - (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは 運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する など暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、 これを利用するなどしている者
- 2 前項の誓約内容が、警察への照会等により事実と相違することが判明したときは、 当該事項に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

管理地使用完了届

年 月 日

(あて先)

名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業 施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長 〇〇 〇〇

住所

氏名

令和 年 月 日付け 指令住緑第 号により使用許可を受けた下記の管理地については、令和 年 月 日に使用を完了し、原状に回復いたしましたので、写真を添えて届け出ます。

記

- 1 使用土地 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業地区内
- 2 使用面積 m²

検 査 調 書

年 月 日

名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業 施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長 〇〇 〇〇

名古屋市緑都市整備事務所 補職名 氏 名

年 月 日付けで使用完了届のあった管理地については、 年 月 日原状回復を検査しました。